

第十管区海上保安本部（水路測量） 公示第 2 4 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和 7 年 9 月 2 9 日

第十管区海上保安本部長 大達 弘明（公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
 - （1）名 称 九州地方整備局 鹿児島港湾・空港整備事務所
 - （2）住 所 鹿児島県鹿児島市城南町 23-1
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
 - （1）区 域 川内港（付図参照）
 - （2）期 間 令和 7 年 1 1 月 1 4 日までのうち 2 日間
- 3 水路測量の実施方法
GNSS による測位、マルチビーム音響測深機による測深
- 4 航行船舶に対する安全処置
 - （1）十管区水路通報による周知を行う。
 - （2）水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める標識※を掲げる。

※ 標識（標旗）



